

# 国立大学法人群馬大学における研究設備・機器の共用化推進に関する規程

令和 8. 5. 11 制定

## (目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究設備・機器（以下「設備等」という。）の共用化を推進するために必要な事項を定め、設備等の持続的な維持管理を行い、学内外の教育、研究の推進及びその発展に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において「共用」とは、全学を対象とした広範な利用を可能とするとともに本学の裁量により学外者の利用も可能とすることをいう。

2 この規程において「分野長」とは、コアファシリティ総合センター（以下「センター」という。）のエンジニアリング分野長又はライフサイエンス分野長をいう。

3 この規程において「研究者」とは、本学の業務として自らが研究を行う教職員等をいう。

4 この規程において「管理費」とは、設備等の維持管理、運用、更新及び廃棄に要する経費をいう。

5 この規程において「導入手続きに着手する前」とは、仕様策定に関する手続きに入る前の段階をいう。

## (共用する設備等の対象)

第3条 汎用性を有し、取得価格が500万円以上の設備等は、原則として共用の対象とする。

## (共用の分類)

第4条 取得価格が500万円以上の共用対象の設備は、以下の3つに分類を行うものとする。

### (1) 全学共用設備

センターが管理するスペースに設置され、センターにより管理及び運用されるもの。

### (2) 準共用設備

センター管理スペース以外の場所に設置され、設置学部等（研究室）により管理・運用されるが、設置学部等（研究室）外の者（学外者含む）による利用が可能なもの。

### (3) 専有設備

センター管理スペース以外の場所に設置され、設置学部等（研究室）外の者による利用を認めないもの。

## (共用する設備等の一元管理)

第5条 第3条に定められた共用の対象となる設備は、原則として共用機器管理システム（以下「システム」という）に登録するものとする。

2 「全学共用設備」及び「準共用設備」の利用予約、利用状況及び利用料金の集計は、システムにより管理するものとする。

3 システムへの登録及び管理に関する事務は、原則としてセンター教職員が行う。

(共用設備の管理費の負担)

第6条 「全学共用設備」の管理費は、センターが負担する。

- 2 「準共用設備」の運用および管理費の負担について、センターは関係部署と連携し、共用の状況に応じて、管理費の支援その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 専有設備の運用および管理費の負担について、センターは責任を負わない。
- 4 全学経費による更新の対象となる設備は、原則として「全学共用設備」または「準共用設備」のみとする。

(設備等導入に係る事前確認)

第7条 同種設備等の重複整備の防止及び導入後の共用化の促進を図るため、研究者は、取得見込価格が500万円以上の設備等を導入する場合には、導入手続に着手する前に別紙様式をセンターに提出し、導入する設備等の分野に応じた分野長の確認を受けなければならない。

- 2 分野長は、前項の確認にあたり必要に応じて研究者に対しヒアリングを行うことができる。
- 3 分野長は、前2項の確認状況についてセンター長へ報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、設備等の共用化を促進する取組の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月11日から施行する。

## 研究設備・機器の導入に係る事前確認書

年 月 日

コアファシリティ総合センター長 殿

学部等

職 名

氏 名

1. 導入予定設備等名：

\_\_\_\_\_

≪添付書類≫メーカー名・型番等がわかる書類（カタログ・見積書等）

2. 共用設備一覧の確認状況：

重複設備なし

重複設備あり

→ 追加導入が必要となる特別な事情

3. 概算額：

\_\_\_\_\_

4. 財源：

①

②

③

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5. 納品予定時期：

年 月

6. 共用化可能時期：

納品・試運転後すぐ

→ 購入財源が外部資金の場合のみ

共用可能時期について、交付元の執行ルールを満たしている。

指定時期以降

→ 共用化可能時期

{

→ 指定時期以降となる事情

→ 購入財源が外部資金の場合のみ

共用可能時期について、交付元の執行ルールを満たしている。

共用化不可

→ 共用化不可となる特別な事情

7. 連絡事項